

十和田市では 特定不妊治療費を助成しています!!

十和田市では、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、次の条件を満たす夫婦に対して、特定不妊治療に要する費用の一部を助成しています。

対象となる治療…

- ①体外受精
- ②顕微授精
- ③男性不妊治療

助成金額は…

治療に要した費用から県の助成額を控除した額と、県の助成額に3分の2を乗じて得た額を比較して、いずれか少ない額（上限10万円）



対象者は…

- ①法律上の婚姻をしている夫婦であること
- ②青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定を受けており、その他の地方公共団体から同様の助成を受けていないこと
- ③夫婦のいずれかが、青森県特定不妊治療費助成事業の交付決定の日から市への申請日まで継続して十和田市に住所を有していること

申請に必要なものは…

- ①青森県特定不妊治療費助成事業費補助金交付決定・確定通知書の写し
- ②印鑑※初回申請のみ
- ③口座の確認ができるもの（通帳等）※初回申請のみ
- ④不妊治療費助成申請書（こども支援課でお渡しします）
- ⑤債権者登録申請書（こども支援課でお渡しします）※初回申請のみ



県の交付決定を受けた日の翌月末日までに以上の書類を提出してください。

【申請・問い合わせ先】

〒034-8615 十和田市西十二番町 6-1

十和田市こども支援課(十和田市役所本館 1階 8番窓口)

TEL: 0176-51-6716